

第三百三十六条	左の各号に掲げる者	漁業法第八十七条第三項に掲げる者
第三百三十七条の三	第二百五十二条	漁業法第九十四条において準用する第二百五十二条
第二百五十一条	本章に掲げる罪(第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条及び第二百四十九条の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)
第二百五十二条	本章に掲げる罪(第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十条、第二百四十二条及び第二百四十五条の罪を除く。)
第二百五十一条	本章に掲げる罪(第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで及び第六号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百四十九条の二及び第二百四十九条の三の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)
第二百五十二条	本章に掲げる罪(第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十条、第二百四十二条及び第二百四十五条の罪を除く。)

改める。

2 同条に次の一項を加える。
 公職選挙法第三十三条第三項及び第一百七十七条の規定は、あらたに海区が定められた場合に準用する。この場合において、同法第三十三条中「地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)の告示」とあるのは「漁業法第八十四条第二項の公示」と、同法第一百七十七条中「市町

村の選挙管理委員会とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。
 (国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
 第四条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の第十九条中「市若しくは区の区域」を「市区町村の区域」に改める。
 (農業委員会等に関する法律の一部改正)
 第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十八条第一項、第三項及び第四項」を「第十八条第一項但書を除く。」に、「第一百一十一条」を「第一百一十一条第一項及び第二項に」、「第一百六十六条(議員又は当選人がすべての場合の一般選挙)」を「第一百六十六条(議員又は当選人がすべての場合の一般選挙)、第一百七十七条(設置選挙)」に、「第三百三十八条(戸別訪問)」を「第三百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第三百三十八条(戸別訪問)、第四百四十条の二(連呼行為の禁止)、第四百四十八条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)」に、「第六百六十三条まで(個人演説会)」を「第六百六十三条まで(個人演説会、第六百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止))に改め、「第六百六十六条の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)」を削り、「第二百五十条及び第二百五十二条の二」及び「第二百五十一条第二項」に、「第二百二十三条の二、第二百五十条の二」を「第二百三十五条の二第一号、第二号及び第四号」に、「第二百四十二条第一号から第九号まで」を「第二百四十三条第一号及び第二号から第九号まで」に、「第二百五十一条第二項、第二百五十二条の二」並びに「第二百五十三条第一項」を「第二百五十一条の二第二項並びに第二百五十二条の二」に改め、「第二百七十条の二(選挙に関する届出等の時間)」の下に、「第二百七十一条の二(一部無効に因る再選挙の特例)」を加える。

第十七条第一項	市町村の区域	農業委員会の区域
第十七条第二項	市町村の区域	農業委員会の区域
第十八条	市又は町村の区域	農業委員会の区域
第十七条第一項及び第二項	市町村の区域	農業委員会の区域
第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日
第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日
第三十三条第三項	地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日	当該農業委員の設置の日

第六十八條第一項第二号	第八十七條（重複立候補の禁止）、第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）若しくは第八十九條（公務員の立候補制限）	農業委員会等に関する法律第八條第四項若しくは第五項若しくは国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二百二條第二項（政治的行為の制限）
-------------	--	---

第六十八條第一項第二号	第八十七條（重複立候補の禁止）若しくは第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）	農業委員会等に関する法律第八條第四項若しくは第五項若しくは国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二百二條第二項（政治的行為の制限）
-------------	---	---

第一百十條第一項第三号 第一百十三條第一項第五号	第九十七條 第一百十二條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第九十七條 農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第一百十二條
-----------------------------	-----------------	---

第一百十條第一項第三号 第一百十三條第一項第五号	第六分の一	五分の二
-----------------------------	-------	------

第一百十五條第一項第三号	同一地方公共団体	当該農業委員会
--------------	----------	---------

第一百十五條第一項第三号	同一地方公共団体	当該農業委員会
--------------	----------	---------

第一百十七條	市町村が設置された場合	農業委員会が設置された場合
第一百三十五條	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	農業委員会等に関する法律第八條第四項に掲げる者

を

に

を

に

を

に

を

第三十五條	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	農業委員会等に関する法律第八條第四項に掲げる者
第三十七條の三	第二百五十二條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十二條

第二百五十一條第一項 第二百五十四條	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）	農業委員会に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪
-----------------------	--	----------------------------------

第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十條（選挙事務所、休憩所等の制限違反）、第二百四十二條（選挙事務所設置の届出違反）、第二百四十四條（選挙運動に関する各種制限違反、その二）及び第二百五十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十條（選挙事務所設置の届出違反）の罪を除く。）
------------	--	---

第二百五十一條	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）、第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）、第二百四十九條の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）及び第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪
---------	--	-----------------------------------

に

を

第二百五十二条 第一項

本章に掲げる罪(第二百四十条(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、第二百四十二条(選挙事務所設置の届出違反)、第二百四十四条(選挙運動に関する各種制限違反、その二)、第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)の罪を除く。)

農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十二条(選挙事務所等の制限違反)及び第二百四十二条(選挙事務所設置の届出違反)の罪を除く。)

に

第二百五十四条

本章に掲げる罪(第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六条(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)第二号から第九号まで、第二百四十八条(寄附の制限違反)、第二百四十九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)、第二百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)並びに第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)の罪を除く。)

農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪

改める。

(町村合併促進法の一部改正)

第六条 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「(昭和二十八年法律第二百五十八号)」と「の」下に「同法第九十一条第三項中「地方自治法第九十一条第四項(議員の定数の増加)」とあるのは「地方自治法第九十一条第四項(議員の定数の増加)及び町村合併促進法第九条第二項」とを加える。

附則

1 この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。
2 昭和三十年三月一日現在既に公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)による改正前の公職選挙法(昭和二

十五年法律第九号)以下「改正前の公職選挙法」という。又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に関しては、なお従前の例による。

3 改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に関しては、なお従前の例による。

4 改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に関する異議の申立、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

5 公職選挙法の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条(地方公共団体の議会の議員の選挙区)」を「第十五条(地方公共団体の議会の議員の選挙区)の(選挙区)」に改める。

第十五条の二 衆議院議員の選挙の期日の公示又は告示がなされた日からその選挙の期日までの間において二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があつても、当該選挙区は、第十三条(衆議院議員の選挙区)第二項但書の規定にかかわらず、当該選挙区については、変更しないものとする。

2 参議院(地方選出)議員の選挙の期日の公示又は告示がなされた日からその選挙の期日までの間において二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があつても、当該選挙区は、第十三条(衆議院議員の選挙区)第二項但書の規定にかかわらず、当該選挙区については、変更しないものとする。

3 都道府県の議会の議員の選挙の期日の公示がなされた日からその選挙の期日までの間において郡市の区域の変更(都道府県の境界にわたるものを除く)があつても、当該選挙区は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該選挙区については、変更しないものとする。

○三浦法務局長 専断 専断に要領を御説明申し上げます。ただいま委員長からお話のございました通り、先般公職選挙法の改正をいたしましたので、それに伴ひまして、選挙法の条文を準用いたしております。あるいはその規定を引用いたしておりますところの法律がございます。たとえば、地方自治法とか、政治資金規正法、漁業法、農業委員会等に関する法律、その他ございますが、これらの法律で準用し引用しております規定が、先般の改正で項が改まりました。あるいは条が移動いたしました。あるいは条が改まりました。それらを整理する必要がありますので、それを整理する法律をまとめましたのがお手元に差し上げてありますのでございます。内容につきましては昨日の理事会等におきまして申し上げましたので、その分については省略をさせていただきます。

次に、この整理法の中で、公職選挙法の一部を改正することにいたしてあるのでございますが、その内容は、最近町村合併等が促進されてきて、市町村の境界の変更等がいろいろ行われて

おるものがございまして、たまたまそういう事態が選挙の期日が公示または告示されましたから選挙の期日までの間に起ります場合等がございまして、これは、選挙の執行上、途中で選挙区を変更するというようなことになりますと、選挙事務の関係上はもとより、その他いろいろ不都合を生じますので、その点につきましては、それらの場合におきましては、その選挙区は当該選挙については変更しないものとして取り扱う、こういうことをする必要があるかと考えるわけであります。従いまして、付則の方の第五項で公職選挙法に新しく一条をつけ加えまして、十五条の二といたしまして、選挙区の選挙期間中の特例の規定を設けたわけでございます。

大体以上がこの整理法の内容でございます。

○久保田委員長 三浦部長の説明に御発言があればこれを許します。

〔質疑ありません〕と呼ぶ者あり
○久保田委員長 それでは、御発言ないようでありますから、これよりお諮りいたします。本案を本委員会の成案として委員会提出の法律案といたすに御異議、ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○久保田委員長 御異議がなければさように決定いたします。

なお、本成案の字句の整理、本会議における報告につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議、ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○久保田委員長 それではさように決定いたします。

明日は、午前十時より理事会、十一時より委員会を開くことにいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十四分散会

昭和三十年一月二十四日印刷

昭和三十年一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局